





第 35 号

発行所:関東信越税理士政治連盟 〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町4-333-13 OLSビル14F TEL 048 (643) 1661 FAX 048 (643) 1475

 発行責任者:会
 長 井 部 俊 一

 編集責任者:広報委員長 栁 澤
 彰

 【h t t p://www.kanzeisei.jp/】



~碓氷第三橋梁(国指定文化財)~ めがね橋と呼ばれており、中山道碓氷峠(安中市)にあります。

写真提供:加藤 幸一会員(富岡支部)

目 次

井部関税政会長あいさつ	2	標準県税政連規約(新設)	21
平成29年度税制改正	4	東日本六税政連連絡協議会	26
関税政役員から寄稿	9	関税政の動き	28
各県税政連だより	14	編集後記	34



活発な後援会活動を!!

関東信越税理士政治連盟 会長井 部 俊 一

1. はじめに

関東信越税理士政治連盟(関税政)の会長に 就任し、新生関税政として活動してきましたが、 早いもので1期2年を終わろうとしております。

皆様におかれましては、常日頃から関税政の 活動にご理解・ご協力をいただきまして誠にあ りがとうございます。これからもよろしくお願 いいたします。

2. 税理士会と税政連と後援会

皆様ご存じのように、私達が所属する税理士 会は税理士法に基づく特別民間法人であり、政 治活動が制限されています。そこで、政治資金 規正法に基づく団体、すなわち税理士政治連盟 (税政連)を設立し、税理士会の要望を政治活 動を通じて実現することを目的としています。

そして、その目的を実現するために結成される組織が後援会であります。この後援会は税政 連活動の中核としての組織体であり、最も重要 な活動を担っています。

この活動は、私達税理士のよき理解者を「国政の場」に送るためのものであり、政党や個人の後援会の下請的な関係や一部税理士の個人的色彩の強いものであってはなりません。

税理士会の要望実現のためには、税理士会・ 税政連・後援会の強固な連携が必要となります。

3. 関税政の後援会活動

関税政では、平成29年4月現在、39人の国会 議員の後援会があります。そして有効な後援会 活動をすべく以下のような活動等をしています。

(1)後援会会長連絡会議の開催

- ・年1回(9月)実施しています。
- ・各県税政から各々代表1人に実際に行って

いる後援会活動について発表してもらいます。(今後の活動の参考として・・・。)

・その年の陳情項目や陳情方法等について打 ち合わせをします。

(2) 助成金の支給

- ・「後援会助成金」と「活動助成金」の2種類があり、各後援会の申請によりそれぞれ50,000円を限度として支給しております。
- ・残念ながら約50%の後援会からは申請がありません。

後援会活動への参加は、一般会員が行う政治活動の第一歩であります。積極的な後援会活動を行い、より多くの会員にその活動に参加していただくことにより、税政連への理解も深まるものと確信いたします。

各後援会におかれましては国政報告会や勉強 会及び定期総会等の開催を是非、実施してくだ さい。国会議員と一緒に勉強会及び懇親会を開 催し、議員の生の声を聴いてもらう機会を多くし て会員増加をも図っていただきたいと思います。

4. おわりに

平成29年中には、衆議院選挙が行われるといわれております。関税政では何時行われても良いように、各県税政に推薦議員の検討等をお願いしております。

選挙時こそ後接会の出番であります。しっかりとした選挙応援をすることにより強固な信頼関係を築いていただきたいと思います。

結びに、より一層の会員の皆様の関税政への ご理解・ご協力をお願いしてあいさつとさせて いただきます。



各県税政連の標準規約の改正及び 標準会費に関する規程の新設について

関東信越税理士政治連盟 幹事長 渡 邉 輝 男

日頃、税政連活動にご理解とご協力をいただ きありがとうございます。さて、平成29年度か ら各県税政連における会費の収納方法が変わり ます。そこで、関税政としては、永年の懸念で あった各県税政連の規約等の改正を行うことに しました。改正の順序としては、先ず標準の各 県税政連規約及び各県税政連の会費に関する規 程を作成し、その標準規約等に基づいて各県税 政連において規約の改正及び会費に関する規程 の新設をしていただくことになりました。但し、 規約等の改正は、定期大会の議を経らなければ なりませんので施行は定期大会承認後というこ とになります。今回、会費に関する規程を作成 した趣旨は、会費の収納方法の改正に伴い収納 方法が複雑化し、規約だけでは不十分なため、 会費に関する詳細を定める規程の必要性が生じ たからです。結果的に、規約第38条2項におい て、「本連盟の会費の金額及び収納方法につい ては、『会費に関する規程』による。」としました。

規約改正において特に変わった点は、税理士会に支部があるように、埼玉県以外の各県税政連にも政連支部(以下「支局」という。)を設置し、支局長を置くことにしました。この改正で、関税政管内の全ての県税政連に支局がおかれ、支局においては税政連の役員という立場で、会費の未納者に対し、税政連活動の必要性を訴え、かつ、理解していただき会費納入をしていただくといった勧奨手続きが行えるようになり

ます。これは、税政連と税理士会は異なる団体 であるという証明の一つとなります。

次に、会費に関する規程第6条で、「税政連会員のうち、収納の目的及び会費の額に賛同しない者(以下『税政連会費非納入会員』という。)に対しては、本連盟の会費の徴収を強制してはならない。」としました。この規程は従来行ってきたことを明文化しただけでありますが、明文化しているのとしていないのでは雲泥の差があります。これにより、その者の思想・信条により税政連活動に賛同していない者に対する金銭的負担は求めていないことを明文化しました。

しかし、このことにより、会費未納者に対して会費納入の勧奨をしてはいけないことに直結するとは考えていません。何故なら、第6条でいうところの会費の徴収を強制してはならない者とは、税政連活動、つまり、税理士会の要望項目の内、税理士会が行えない政治活動を必要とする項目を、税政連が政治活動を行うことによりその要望を実現するという活動に対しその者の思想・信条により賛同しない者です。従って、税政連自体及び税政連活動の必要性並びに税政連活動により実現した改正項目を知らない者に対しては、前述のように、支局長等が税政連の必要性等を訴えることにより、会費の収納に協力していただくよう勧奨することは可能だと考えています。

【寄稿】



自民税調及び公明税調における 平成 29 年度税制改正の流れ - 税制改正の流れを税政連活動に活かす -

関東信越税理士政治連盟 副会長 大 石 敬

自由民主党の税制調査会(以下「自民税調」という)や公明党の税制調査会(以下「公明税調」という)における税制改正の作業の流れを知ることは、税理士・税理士会・税政連にとって重要である。その理由のひとつは、今後どのような税制改正が行なわれる可能性があるのか予想がつくことである。もうひとつは、税制改正に関して、我々の要望を取り上げてもらえるかどうかに関わるからである。すなわち、税制改正の流れがわからないと、いつ誰に何を陳情したらよいのかがわからず、意味の無い陳情活動になってしまう恐れがある。

自民税調及び公明税調における税制改正の作業は、大きく2系統の流れで進められる。それは、①要望項目と②主要項目である。①要望項目とは、各種団体や国民の声を集約し、概ね各府省庁ごとに設置されている政務調査会にある部会の要望事項という形式をとり議論を進めていく。いわば、ボトムアップ型の議論である。一方、②主要項目(検討項目、主要検討項目などという場合もある)とは、その年度議論すべき税制改正のテーマといってもよく、検討すべき項目を提示して議論を進めていく。いわば、トップダウン型の議論である。平成29年度税制改正にかかる自民税調及び公明税調の審議の流れについて図解したものを、次頁に示しておく。

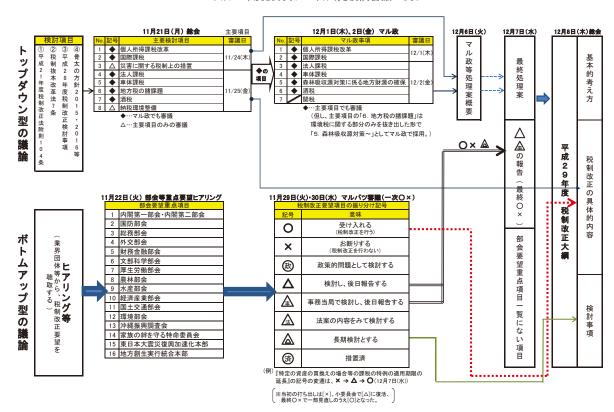
平成29年度の主要項目の具体的な内容と方向性は、税制抜本改革法(消費税増税法)第7条、

平成28年度税制改正大綱に記載された検討事項、「経済財政運営と改革の基本方針2016(骨太の方針2016)」(28年6月2日閣議決定)、「日本再興戦略」改訂2016(28年6月2日閣議決定)等により提示されているといってもよい。なお、平成30年度税制改正の方向性は、与党の平成29年度税制改正大綱(平成28年12月8日)に記載があるので、一読をお勧めしたい。また、「骨太の方針2017」と「日本再興戦略」改訂2017についても注目すべきである。

なお、要望項目については、毎年8月31日に 各府省庁ごとの税制改正要望が締切られる。提 出先は、国税が財務省主税局、地方税が総務省 自治税務局である。この各府省庁ごとの税制改 正要望を下敷きにして、自民党と公明党の政務 調査会にある各部会で税制改正部会要望が決定 される(毎年、11月上旬から中旬)。ここで重 要なことは、この部会要望のうち重点要望とさ れなければ自民税調、公明税調で議論されない とうことである。

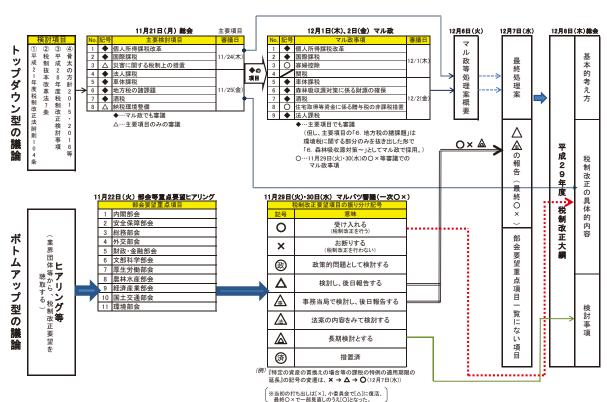
税理士会・税政連は、①要望項目と②主要項目という大きな2系統の流れで税制改正の作業が進むという税制改正のスケジュールを常に考慮し、陳情などの税政連活動を行なわなければならない。残念ながら、何の活動もしないで要望が自動的に成就するように世の中はできていないのである。また、組織としての活動とともに税理士1人1人の熱い思いも要望実現には必要である。

平成29年度税制改正 自民党税調審議の流れ



出典:平成29年度税制改正大綱に関する勉強会配布資料(平成28年12月21日開催、埼玉県税理士政治連盟)

平成29年度税制改正 公明党税調審議の流れ



出典:平成29年度税制改正大綱に関する勉強会 配布資料(平成28年12月21日開催、埼玉県税理士政治連盟)

【寄稿】



税制改正と税政連活動の方向性

長野県税理士政治連盟 会 長 **百 瀬 征 男**

時代に適合する公正で合理的な租税制度の確立が税政連の行動理念である。税制抜本改革法に端を発したここ2年にわたる改正と、税理士会の改正要望はどのように異なるのか、以下2項目をふりかえり今後の税政連活動の方向性について検討してみたい。

1、消費税の単一税率を維持することについて

日税連の平成28年度要望では、軽減税率はそ の効果が高所得者にも及ぶことや、その税収確 保には標準税率の更なる引き上げが必要になる こと、また事業者の事務負担が増大することな どから単一税率を維持すべしとしていたが、平 成28年度改正において、外食を除く飲食料品の 譲渡を中心とした軽減税率制度及びインボイス 制度の導入が官邸主導によって決定された。こ れにより平成29年度要望では、まず軽減税率導 入の趣旨を踏まえ、税理士の使命に則り、制度 の適正円滑な運用に努力するとして、その上で 税務の専門家として実務上の問題点を明らかに し、その改善策を提言するとした複数税率を容 認する方向に大きく舵を取った。しかしなが ら、外食の定義には飲食料品をその場で飲食さ せる事業者が行う食事の提供をいうとされてお り、食事の提供かつ場所の提供であるのか、そ れとも食事の提供または場所の提供であるのか、 その定義すら曖昧となっている。また消費税法 第30条7項にいう帳簿及び請求書等からは、帳 簿記入はどのように行うのか、これまた定かで はない。酒・外食を除く飲食料品にかかる消費 税額を年収500万円以下の世帯に払い戻す給付 付き税額控除制度の導入こそが、公正な税負担、 理解と納得の税制そして必要最小限の事務負担 を旨とする税政連活動の方向性であると考えら れる。

2、基礎控除、配偶者控除等について

日税連の平成28年度要望では、基礎控除の増 額を前提として働き方に中立的で就労に及ぼす 影響が少なくなる制度を検討すべきであると し、また平成29年度要望では、所得控除のうち 基礎的人的控除については一定額までの所得に 対して税負担を課さないとしたいわゆるゼロ税 率方式への見直しを検討すべきであるとしてい る。平成29年度改正(執筆時案)において、喫 緊の課題として就業調整を意識しない仕組みの 構築と税収中立の確保から所得再分配機能の回 復を目指した改正が行われている。しかしなが ら、今回の改正においては就業調整は解消され ず、また税収中立においては来年度390億円の 増収と予想されている。世帯の手取り収入が逆 転しない仕組みを設けるとしているが、130万 円の壁が伸し掛かる。所得再分配機能の回復や 働き方に中立で公平な税制の構築、また労働力 人口の増加などの視点に立つ所得控除から税額 控除への転換、そして税額控除から給付付き税 額控除へと繋がる個人所得課税へと大きく体系 を変える必要がある。

税理士会の改正要望は税政連活動の基本的指針である。税理士会の要望に国民・納税者の代表としての自負があるとするならば、その要望には重い責任が伴う。時代に適合する公正で合理的な租税制度の確立、真に公正な税制改正要望を取りまとめて欲しいと願うところである。

【寄稿】



税政連見聞録

関東信越税理士政治連盟 副会長 髙 野 善生

関税政副会長として2年間を過ごしてまいりました。税政連としての活動は初めてであったため、不安もありましたが、井部会長はじめ大勢の皆様に支えられて無事に任期を終了しようとしております。

税政連の活動は税理士会が公表する税制改正 要望案を多くの国会議員に理解していただき、 税制改正法案として国会で審議・成立していた だくことを目的としています。

就任初年度は私自身が税政連の活動内容について無知であったため、年間予定がよくわからずに戸惑いましたが、2年目になりようやく会務活動に慣れてまいりました。

国会議員の方々に直接お会いすることはほとんど初めての経験でしたが、自民党中枢部におられる議員は、実際にかなり忙しいと肌で感じることができました。永田町の議員会館に入ることも初めてでしたが、意外と議員の皆様が気軽に会っていただけることに感謝いたしました。

さて、就任初年度の税制改正の目玉は消費税でした。面談した多くの議員の方々は消費税の単一税率維持に理解を示していただいておりましたが、官邸主導により複数税率導入に決まったことは意外であったし、理屈と政治の世界は異なると、生々しく現場で感じました。

就任2年目の大きな話題は、関東信越税理士会の会費収納システム変更に伴い、関税政会費の収納方法も口座引き落としに変更する規則改定でした。プロジェクトチームを立ち上げて、各県税政連の皆様と会議をしていると、各県の収納方法が大きく異なっていることが理解でき

ました。毎月現金集金している支部もあれば、 口座引き落としの支部もあり、現状変更がいか に大変なことか改めて知ることとなりました。

これからの課題としては、地元税理士と国会 議員との日頃の交流を深め、相互理解を進める ことと、会費収納率の向上であります。

税制改正は国会で審議・採決されるのであり、 当然ながら税理士会の要望も議員を通じて行われるものです。このため後援会組織活動を活発 にすることが大切であると考えます。

また各県税政連で規約改正が行われる中で、 税理士会の各支部に税政連の支局を置くことが 決まりましたが、各個人の税理士に税政連の活 動を理解していただくことも大切な活動である と思います。

2年間の活動中関税政木村前会長が亡くなられました。改めてお悔やみ申し上げます。また 永年事務局を担当していただいた神岡さんが引 退されました。ありがとうございました。

EXCOPE :

通称「めがね橋」として親しまれている煉瓦アーチ橋で径間数4、長さ91m、高さ31mでわが国最大の煉瓦づくりアーチ橋です。明治25年に完成し、アプト式鉄道を支えてきましたが、昭和38年新線開通に伴い廃線となりました。平成5年に国の重要文化財に指定され、平成13年廃線敷を利用した遊歩道「アプトの道」として整備され、現在は橋上を歩くことができます。

アクセス

上信越自動車道松井田妙義 I Cより車25分 JR信越本線横川駅よりタクシー15分

一般社団法人 安中市観光機構H.Pから抜粋





故 木村前会長

【寄稿】

~木村義前会長を偲んで~

関東信越税理士政治連盟 幹事長渡 漫 輝 男

私が木村前会長と始めて出会ったのは、埼玉 県税理士政治連盟(以下「埼税政」という。) の組織委員長になった平成15年でした。以後、 木村前会長が関東信越税理士政治連盟(以下「関 税政 という。)の会長職を退任した27年まで お付き合いいただきました。木村前会長は、関 税政の幹事長職を4期(8年)務めた後、会長職 を3期(6年)、合計14年間関税政活動に貢献さ れました。木村前会長は、税政連活動には熱心 でしたが、私共に命令することは殆どなく無く、 私共が自由に活動することを許してくれました。

私が関税政の国対委員長に委嘱された17年の 大綱に「特殊支配同族会社の業務主催役員給与 の損金不算入制度(以下「オーナー課税制度」 という。)が記載され、翌18年から施行されま した。当時の私は、税政連活動に関し全く無知 の状態であり、どう行動したら良いのか分から ず、取りあえず、オーナー課税制度の矛盾点を 書き上げ、それを持って大石さん(現埼税政会 長)と一緒に国会議員に陳情しました。この時、 木村前会長から二人に、「自由に活動してよい、 細かい報告もしなくてよい、交通費は後日まと めて請求すればよい」ということを言われまし

た。この年は、11月の上旬から18年の大綱が発 表されるまで、毎週月曜日から金曜日までの5 日間、議員会館や自民党本部に通い続けました。 この年、全国の税政連メンバーの活躍により、 大綱で適用除外要件の一つであった基準所得金 額が800万円以下から1.600万円以下に引き上げ られ、翌19年から施行されました。そして、こ の全国における税政連活動は同制度が廃止され るまで続けられました。

私が、税政連とは何か、税制改正等の陳情は どうしたら効果的か、違反のない選挙支援活動 をするにはどうしたらよいかといったことを習 得できたのは、木村前会長の許容力であったこ とは疑いようのないことであった。

そして私が、関税政の幹事長兼日税政の国対 委員長として活動できること並びに日税政の国 対委員長として、「効果的な陳情方法とは」及 び「後援会・税政連の選挙運動のためのサブノー ト」という2冊の内部指導書を作成できたこと 等、私の税政連活動の原点は木村前会長の許容 力にあったと思っています。

「安らかにお眠り下さい。」と心から申し上げ ます。

関税政役員から書稿

任期を振り返って



_{副会長} 髙 野 **善 生**

私にとって税政連活動は初めてのことであり、 当初は役員の皆様と上手く話ができるのだろう か、などと不安感が大きかったのですが、皆様 のご協力と井部会長のご指導により無事任期を 終了しようとしています。

税政連活動の基本は地元税理士と国会議員との日頃の接触と意見交換であり、税理士会が要望する税制改正案も当然日頃の活動の中で相互理解が深まるものと思いました。これからも皆様とともに歩んでまいりたいと思います。

任期満了に寄せて



_{副会長} 田 村 陽 一

政治連盟の仕事は、申すまでもなく、税理士会の 要望を実現するための陳情活動です。一に陳情、二 に陳情、そして協力して頂くための選挙応援です。

要望項目は、あくまでも厳選し、税理士会の 要望と関係のないことは極力控えることです。 これからも税理士と税理士会のための陳情活動 を通して、私共のクライアントを擁護していか なければなりません。

また税理士制度を向上させるためには、政治連盟の活動は不可欠です。

長い間ありがとうございました。

税政連の活動で



_{副会長} 大川 芳宏

2年の任期が無事終わることができました。 皆様のご理解ご協力大変ありがとうございました。新年度に入り振り返ると、目的である税理 士会、中小企業等の税制改正要望実現の為には、 さらに会員の皆様に必要を感じていただけるよ う、支局、後援会の充実した協力の下、地元国 会議員に働きかけ、党派を超えた活動を通じて 全ての会員が共に享受できるような施策ができ ればと思います。今後ともご協力よろしくお願 いいたします。

任期を振り返って、政治連盟活動の重要性



^{副会長} 狩 野 要 一

当連盟副会長を就任してから2年間が経過しました。この間、当税理士政治連盟における政治活動について多くの会員皆様に御助言をいただき、税制改正等立法に携わる重要性を直接感じ取ることができ、目から鱗の毎日でした。

「税理士法第49条の11」における税制建議権に基づき、これまで多くの役員の方々が、衆参両議員会館に出向き、国会議員に対し税制建議の陳情活動を行い、災害税制に関する基本法等成立にご尽力された成果がありました。この諸活動が、税制建議を立法化する主たる原動力となったことは、喜ばしいことです。これからの会員皆様のご協力を、賜れば幸いです。

国会議員後援会



_{副会長} 水 島 敏

最初の会議で、「新潟県は国会議員の後援会が一つも有りませんね。」と言われました。

現在は、衆議院議員の六小選挙区の内、五選 挙区で後援会が出来ました。

後援会活動の中で一番重要な事は言うまでもなく、選挙の時にいかにして得票を出すかにかかっていると思います。従って、これからも全県一体となりその事念頭に置いて、取り組んでまいります。

又、次期会長にもしっかりと引継ぎを行います。

規約の一部改正にあたって(あるべき税政連の活動とは)



_{副会長} 百 瀬 征 男

税は国家なり、古代ギリシャの哲人ソクラテス(紀元前470~399)のことばといわれている。真の認識(汝自身を知れ)とは、実践的能力(知行一致)を意味する。長税政では去る2月10日の臨時大会において、県税政連規約の一部改正を行った。税理士会長野県連に所属する税理士会員をもって県税政連を組織するとした上で、その組織する税理士会員を税政連会員とする、とした改正である。

このような規定振りは、単位税政連(北海道・ 千葉県・名古屋・四国各税政連)では見受けられるものの、県税政連においては希であろう。 税政連の活動成果がすべての税理士会員にもたらされることからすれば、当然の改正といえる。

この世に税に興味が無い税理士はいないし、

また税制改正に無頓着な税理士もいない。何故ならば税理士は、国家と国民双方に対して社会的責任を負っているからである。税理士制度が行政上欠くべからざる制度として設けられ、国民主権を盾とする税政連活動は、全税理士の関心事の筈である。

平成28年度改正において、金融機関における 預貯金情報の管理制度(通法74の13の 2)が創 設された。番号改正法公布の日(平成27年 9 月 9 日)から3年を超えない政令指定日から施行 される。平成28年分贈与税申告書の個人番号は、 間もなく金融機関の預貯金情報と結び付き国税 当局に利用される。管理機構の巨大化が、情報 操作の管理化によって日常生活にまで及ぶ現代 社会に突入する。今回の規約改正が真の認識に おいて管理社会と向き合う原動力となることを 願うところである。

税政連活動に思う



_{副会長} 小 林 政 氏

本会副会長と兼務で関税政副会長を務めさせていただきました。

税政連は、税理士会の目的とその事業を達成 するために必要な政治活動を行なうものです。

本会調査研究部にて協議し税理士会で決定した税制建議に基づく重要項目を強く押し進める ためそれぞれの地元の国会議員の後援会活動が 必要であります。

今後とも税理士の権益拡大と税制改正等に必要 な政治活動を押し進めていくことが大切であり、会務 の一翼を担う組織としてその重要性を痛感しました。

6年間を振り返って



副幹事長海 野 隆 夫

平成23年4月より茨城県税理士政治連盟の幹事長を3期務め本年3月に同職を退任することになりました。その期間の活動を振り返れば、平成25年に集中して行った税理士法改正についての陳情活動が一番印象に残っております。議員の先生方に短い期間に幾度もお会いして、同じ要望をお願いするということをしたわけですが、陳情を受ける先生方が嫌な顔もされずに話を聞いていただけたということに、日頃からの後援会の方々の熱心な活動のおかげだと、後援会活動の大事さをあらためて認識いたしました。

おわりに、この6年間関税政役員にはご指導 ご鞭撻いただき、また茨税政会員ならびに茨税 政事務局の皆様にはご協力いただきました。誠 にありがとうございました。本誌面をお借りい たしましてお礼申し上げます。

2年間を振り返って



^{副幹事長} 小 池 英 之

栃木県税理士政治連盟の幹事長職に就き、瞬く間に2年が経過しました。

県税政連での活動は長かった私ですが、関税 政の会議等を通し税制改正要望の陳情、税政連 規約の見直し等も初めて経験し、改めて税政連 活動の重要さ、難しさを感じました。

引き続き幹事長職を務めますが、陳情活動で 重要となる後援会の活性化及び新規設立、税政 連の目的・活動内容の一般会員へのさらなる周 知に努めていきたいと思います。

国会議員との接触の重要性



^{副幹事長} 柳 田 廣 隆

私の任務は、税理士会の建議要望を受け、税 政連が政治的アプローチにより、税制改正を実 現することであります。

また、私はこの税政連に係りはじめてから14年になります。この間、政治家の先生に顔と名前を覚えていただく努力をしてきました。おかげ様で、税理士による後援会の国会議員の先生方には、何処でお会いしても声を掛けて頂くようになりました。その都度、「また後援会やってください。議員会館で待ってます。」と税制改正の陳情を待っていて下さいました。「税理士先生たちの陳情は、納税者を中心とした陳情だからいいよ。」という言葉を耳にしました。

納税者に過度な負担をかけない税制改正は、誰もが感じているところだと痛感しました。今後も、 税政連活動に期待し、応援させていただきます。

長い間、本当にお世話になりました。

税政連の会費負担



^{副幹事長} 古 川 和 夫

本連盟を組織する各県税政連の財政状況が 年々厳しさを増しています。そして、その要因 は会費の未納(未加入)問題にあります。

税政連の活動は、会員の先生方に納付していただく会費によって賄われています。税法の改正をはじめとして、税理士を取り巻くすべての法律に何らかの関わりを持つためには、政治活動は必要不可欠です。そして、その活動成果は税理士会員全員が受益者なのです。

関

より一層のご理解とご協力をお願いいたします。

任期を振り返って



副幹事長横 沢 正

右も左もわからぬままに、組織委員長を拝命 し、各県政治連盟規約の標準規約の統一化を推 進するように指示を受けました。各県税政連の 規約はなかなかに個性的で、その活動の歴史の 中で醸成されてきた事もようやく理解できてき たこの頃です。そこへ、本会会費収納方法の変 更が重なりました。会費収納については別途プ ロジェクトを作っていただきましたが、すべて が、道半ばです。

任期を終えて



^{副幹事長} 伊 東 浩太郎

関税政では副幹事長として3期6年お世話になりました。スタートは東日本大震災の年で民主党政権でしたが、私は何もわからず手探り状態で大宮の会議に出席し、拙い質問をしましたが、税政連の諸先輩はベテランばかりで、懇切丁寧に教えていただきました。

税理士会は政治活動が制限されているのでそれ を補うために税政連がある。税政連は税理士会の要 望を実現するために政治活動することが目的である。

翌年、政権交替して安倍政権が誕生し、税政 連は、税理士法改正という最大の山場を迎え、 税理士の資格取得制度の在り方について紛糾し たが一応の結着をみた。

税政連の会員が減少傾向にある。税政連の活動がおろそかになれば税理士の存在意義を失い

かねない。税政連の目的や活動内容を税理士会 員のすべてに理解していただき、特に若い会員 の積極的な参加を望みたい。

税理士政治連盟のあり方について



^{副幹事長} 安 納 宏 和

税理士政治連盟は、税理士会の目的を実現するために設立された政治団体ですが、税理士会が強制加入団体である以上、構成員である会員に、様々の思想・信条及び主義・主張を有する者が存在するのも当然です。したがって、税理士政治連盟が会員に要請する協力義務にも限界があることも確かです。

税理士政治連盟はこれらの実情を謙虚に受け とめ、税理士会の協力を得て、その組織のあり方、 会費徴収方法、後援会支援活動、広報活動等に ついて、もう一度見直す必要があると思います。

任期を振り返って



副幹事長 柳 澤 彰

広報委員長を拝命し2年間、関税政歴6年。 特に印象に残るのは、やはり税理士法改正と会 費収納方法の在り方についての議論であったと 思います。まさに現在抱えている税理士会の課 題を皆さんと議論し多くの問題点を認識できた ことは非常に有意義であったと同時に、これを 全会員の共有の課題として解決策を目指す取り 組みを提供していくことが重要であると考える 反面、その難しさも実感しました。

政策委員長としての2年間



副幹事長樋之口猛

平成27年定期大会において政策委員長を拝命して2年が過ぎようとしています。長かったような短かったような2年間でした。政策委員長として大した事もできず、他の役員の方々にご迷惑ばかりかけてきましたが、自分なりに振り返ってみたいと思います。

政治連盟の政策委員会は、日本税理士政治連盟 の運動方針にのっとり、関東信越税理士会の基本 施策を実現するために、関東信越税理士政治連盟 の運動方針及び重点運動を決めることが最大の職 務になります。7,300名余の税理士会員に必要とさ れる政治活動の方向性を決める重要な役割です。

はじめて運動方針の原案作成を任されたとき、 自分の思いが強すぎて採用されませんでした。 今考えれば当たり前の話で、自分自身の思いを 運動方針にするのではなく、会員に何が必要で、 どのように行動すれば実現できるかの政策を提 言にしなければならないのに。当時は幹事長を はじめ多くの先輩方にご迷惑をおかけしてしま いました。申し訳ございませんでした。

残りわずかな期間ですが、正しい税政連の在 り方を考えつつ活動を行っていきたいと思います。

税理士政治連盟とは?



^{副幹事長} 吉 田 悦 実

政治連盟は、何をするところか?税理士会の 要望を実現する為に活動しているのが税政連で ある。又、我々 税理士としての仕事を支えて いる税理法の維持管理も、税政連の重要な活動 目的だと思います。

税制に対し、陳情活動を行うことができなくなったり、諸先輩方が作り上げてきた税理士法がなくなったりしたら…!皆さん考えた事がありますか。コンピューターの発達、ソフトの開発等で、誰でもできるようになってきました。我々税理士はもっと危機感を持つべきだと思います。税政連は我々税理士の生活を支えている活動隊です。

税政連は絶対必要!



副幹事長 岸 生子

税理士登録をして30年近くなった。毎年のように税制改正があり、中には土地等の譲渡損の損益通算、同族会社の役員報酬、消費税の複数税率など驚く内容もある。他士業との問題もある。税理士会だけでは対応しきれないとき、政治活動を行う政治連盟の出番となる。国会議員等への陳情等を中心にした活動の成果も大きいが、今後の課題も残されている。

税政連の活動を振り返って



^{副幹事長} 神 谷 正 紀

任期満了にあたり一言ご挨拶申し上げます。 税政連は税理士の社会的、経済的地位の向上を 図るとともに、納税者のための租税制度の確立 等を目的として活動しております。会員の先生 方の税理士会自体へのご理解はあっても、税政 連については今一歩のところもあるかと思いま す。是非、機会があれば積極的にご参加いただ き役割や活動にご理解を頂ければと思います。 お世話になり、ありがとうございました。

党政連だ

茨城県税理士政治連盟

幹事長 海 野 降 夫



税制改正陳情

平成28年10月20日に、関税政が主導し各県税 政連及び「税理士による国会議員の後援会」が 参加するかたちでの衆参両議員会館での「平成 29年度税制改正に関する要望」の陳情活動がお こなわれたが、茨税政ならびに県下後援会もそ れぞれの役員が参加し県選出の殆どの議員の事 務所を訪問し陳情をおこなった。また、後援会 のある議員には10月22日から後援会役員が中心 となり茨税政の役員が同行するかたちで、議員 の地元事務所において議員本人に直接税制改正 についての陳情をおこなった。

2 後援会の活動

前号の会報(平成28年10月15日発行)記載後 に開催された後援会の総会は、下記のとおりで あるが、その際にも議員にたいして陳情をおこ なった。

28年10月5日 税理士による葉梨康弘後援会 28年10月29日 税理士による丹羽雄哉後援会 28年11月21日 税理士による藤田幸久後援会 28年11月28日 税理士による額賀福志郎後援会

3 新年賀詞交歓会

1月16日午後3時から、水戸市のホテルレイ

クビュー水戸において、例年通り県連・税協・ 税政連の3団体が一堂に会しての賀詞交歓会を 開催した。県税理士3団体合同の賀詞交歓会と いうことで橋本昌茨城県知事、高橋靖水戸市長 が出席されそれぞれあいさつをいただいた。今 年の賀詞交歓会も後援会を組織してある国会議 員、さらに県内すべての国会議員を来賓として 招待した。出席者は国会議員本人が7人、代理 の秘書が7人総勢14人であった。

あいさつは衆議院議員の田所嘉徳氏、額賀福 志郎氏、石川昭政氏、水岡桂子氏、(以上自民党) 福島伸章氏(民進党)次に参議院議員の上月良 祐氏(自民党)藤田幸久氏(以上民進党)から いただいた。また、関税政から渡邉幹事長、栃 税政からも大川会長・小池幹事長が出席をされた。

4 臨時大会

3月24日午後1時30分からホテルレイク ビュー水戸において、役員改選を議案とする臨 時大会が開催され、原案どおり可決承認された。

最後に、茨税政は本年度も県下7つの国会議 員の後援会と協力して税制改正に関する陳情活 動を活発におこなう予定である。



額賀福志郎 衆議院議員



参議院議員 藤田幸久



衆議院議員 福島伸享

栃木県税理士政治連盟

_{幹事長} 小 池 英 之

1. 税制改正要望での国会議員との接触状況

平成28年10月20日、永田町の衆参両議員会館 及び自民党本部において県選出国会議員8人に 対して「平成29年度税制改正要望」に関する国 会陳情を行った。

茂木敏充衆議院議員、築和生衆議院議員、福田昭夫衆議院議員、上野通子参議院議員の4議員に、最重要建議項目である消費税制・中小法人税制・取引相場のない株式等の評価の適正化・「災害税制に関する基本法」の立法化について直接本人に陳情した。

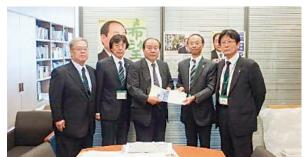
本人不在の議員に対しては秘書等に趣旨を説明し資料を手渡した。



茂木敏充衆議院議員



簗和生衆議院議員



福田昭夫衆議院議員



上野诵子参議院議員

2. 新年賀詞交歓会



栃税政は、本年1月14日午後4時から宇都宮市の東武ホテルグランデにおいて、栃木県連、栃税協との共催で新年賀詞交歓会を開催した。 県内各支部から多くの会員が出席し、全体で110人規模となった。

福田富一知事をはじめ衆参合わせて6人の本 県選出国会議員、関東信越税理士会の小林健彦 会長、関税政の高野善生副会長他7人の役員を お迎えして盛大に開催された。

星野昌弘県連会長の開会の辞に続き、大川芳 宏栃税政会長による主催者あいさつが行われ、 来賓を代表して小林本会会長があいさつをした のち、髙野関税政副会長の乾杯のご発声により 懇親に入った。

出席された知事、国会議員からは受け付け順に、次に関税政の役員7人からもごあいさつをいただき、新春にふさわしい華やかな会となった。



大川栃税政会長あいさつ



出席国会議員



税政連役員

3. 後援会活動報告

昨年11月20日に行われた栃木県知事選挙においては、「税理士による福田とみかず後援会」との協力のもと当連盟推薦の福田富一知事が4度目の当選を果たした。



税理士による福田とみかず後援会

また、同後援会は、本年1月14日宇都宮市の 東武ホテルグランデにおいて役員会を開催し、 平成29年度の活動方針を再確認した。

「税理士による船田元後援会」は、昨年11月 2日宇都宮市のホテルニューイタヤにおいて 「アメリカ大統領選挙のゆくえ」と「憲法改正 の見通し」等を主テーマとする国政報告会を開 催した。

4. 栃税政臨時大会

本年3月22日午後1時30分から宇都宮市の護 国会館において、栃税政の臨時大会を開催し多 くの代議員が出席するなか、第1号議案「栃木県税理士政治連盟規約の一部変更案の議決を求める件」、第2号議案「役員改選の議決を求める件」について審議された。

執行部より各議案についての提案説明があり、 議長が議場に諮ったところ各議案とも満場一致 で可決承認された。

群馬県税理士政治連盟

税制改正陳情

税理士による石関たかし後援会

石関貴史衆議院議員在職10周年記念パー ティーが東京で開催され後援会からも多くの会 員が参加した。

群馬においては、平成28年10月17日伊勢崎市のプラザ・アリアにて、10周年を記念した「国政報告会」を兼ねて29年度の税政改正要望の陳情を行った。参加者21人の参加があった。

石関衆議院議員は現在、決算行政監視委員会 理事、外務委員会委員、沖縄北方特別委員会委 員にて活躍している。

税制改正要望では、消費税の関係について要望し理解を求めた。軽減税率を含む複数税率は 事業者の事務負担が増大することについて理解 を示して頂いた。



税理士による石関たかし後援会

税理士による井野としろう後援会

平成28年11月1日井野としろう後援会の14人

で、29年度税制改正の陳情兼、首相官邸見学会 を企画し訪問した。議員会館の食堂で昼食をとっ た後 (カツカレーは意外に美味) 首相官邸を見学。 その後井野俊郎衆議院議員(法務大臣政務官兼 内閣府大臣政務官) に法務大臣政務官室にて陳 情を行った。陳情内容は、関東信越税理士政治 連盟が作成した、最重点要望項目を中心に行った。

消費税・中小法人税制・災害税制に関する基 本法。特に災害税制に関して、議員は関心を持っ ていたようである。恒久法としての立法につい ては賛同を頂いた。



税理士による井野としろう後援会

税理士による福田達夫後援会

平成28年12月28日 「小林馨税理士事務所」 にて、福田達夫衆議院議員・同秘書とともに、 国政報告を受けた。また、中小企業の経営強化 についての税務面からの応援を要請した。



税理士による小渕優子後援会

平成28年10月26日群馬県支部連合会事務所に て、狩野要一群税政会長・高沼和義後援会会 長・同後援会石井敬弘幹事長・角田弘芳中之条 支所長らと、関税政の税制改正要望を説明。特 に、消費税に関する問題点を強く要望した。

小渕優子衆議院議員には、単一税率の簡便性 や複数税率による事務の複雑さを理解してもら えた。

その他、小渕優子後援会は、富岡支部連合会

にて役員新年会を29年2月25日に開催、小渕衆 議院議員本人が出席。



小渕優子衆議院議員

その他の後援会活動

税理士による富岡賢治(高崎市長)後援会

平成28年12月3日

「富岡賢治後援会連合会」代表者会議 後援会役員出席

平成29年1月15日

「富岡賢治新春の集い2017」 市政報告会と2017年の抱負についての報告。

埼玉県税理士政治連盟

幹事長 秋 山 典 久

国会議員が確定申告相談会場を視察

税理士会が確定申告期に行っている税務支援 について理解を得るため、推薦国会議員等に対 しその実態を視察するよう後援会や支局に働き かけ、複数の推薦国会議員等が視察を行った。

視察にあたっては、税務支援の実状を説明し、 税理士会が行う社会貢献について理解を求めた。

枝野幸男衆議院議員─埼玉スーパーアリーナ会場を視察

2月20日10時から、枝野幸男衆議院議員が視 察、大宮支局から小林支局長、湯本綱紀監察部 長、後援会から羽入田会長、根岸幹事長らが対 応した。



土屋品子衆議院議員一春日部会場を視察

2月27日9時から、土屋品子衆議院議員が視 察、春日部支局から間嶋支局長、後援会から石 川会長、宮野副会長、澁谷幹事長、新井監事ら が対応した。



黄川田仁志衆議院議員―イオンレイクタウン会場を視察

3月3日11時から、黄川田仁志衆議院議員が 視察、越谷支部から戸井田支部長、井山副支部 長、越谷支局から落合支局長らが対応した。



大島敦衆議院議員―上尾会場を視察

3月8日10時から、大島敦衆議院議員が視察、 上尾支局から野本支局長、関根税務支援対策部 長、後援会から榎本会長らが対応した。

新潟県税理士政治連盟

幹事長 古 川 和 夫

1. 平成29年度税制改正要望で陳情

平成29年度税制改正で大詰めを迎えた10月下 旬から11月上旬にかけ、帰省中の国会議員に対 し一斉に陳情を行った。次の5点について重点 的に要望した。

- ① 「災害税制に関する基本法」を立法化すべ きであること
- ② 事業税の外形標準課税を中小法人に導入し ないこと
- ③ 欠損金の控除限度額の縮減は中小法人に適 用すべきでないこと
- ④ 消費税制について単一税率制度を維持すべ きであること
- ⑤ 取引相場のない株式等の評価について早急 に見直すべきであること



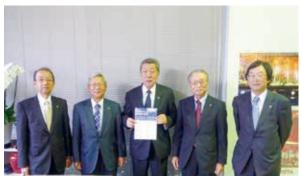
細田健一衆議院議員



黒岩宇洋衆議院議員



金子めぐみ衆議院議員



長島忠美衆議院議員



髙鳥修一衆議院議員



斎藤洋明衆議院議員



鷲尾英一郎衆議院議員



菊田真紀子衆議院議員

2. 税理士会の行う税務支援を視察



税理士会が確定申告期に行っている税務支援 について理解を得るため、推薦国会議員に対し その実態を視察するように後援会や支部に要請 した結果、下記の国会議員が視察を行った。

3月3日 長島忠美衆議院議員 長岡地方合同庁舎

長野県税理士政治連盟

_{幹事長} 横 沢 正

1. 国会陳情について

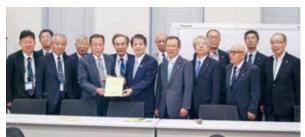
関税政における「平成29年度税制改正に関する 重要建議項目」の決定を受け、長野県税政連は、 平成28年10月13日(木)衆議院第二議員会館にお いて、財務省主税局との意見交換会並びに長野 県選出国会議員への陳情及び意見交換を行った。

七回目になる主税局との意見交換会における 出席者は、財務省主税局菅企画官、税制第一課 課長補佐、係長、第二課・第三課各課長補佐、 国税庁長官官房企画課情報技術室課長補佐、同 企画課主査、課税部個人課税課課長補佐、課税 部資産評価企画官室企画官補佐、消費税室消費 税軽減税率制度対応室課長補佐、審理第一係長 の方々でした。建議に対して、また、我々が事 前に提出した要望、質問に対して各分野の各担 当専門官がご出席下さり、説明を受け、こちらも 意見を述べ、率直な意見交換をすることができた。

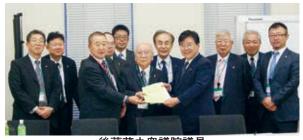


財務省主税局との意見交換会の様子

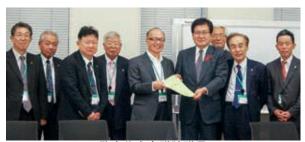
その後、後藤茂之衆議院議員、宮下一郎衆議院議員、務台俊介衆議院議員、羽田雄一郎参議院議員(於:議員室)より国政報告を受け、関税政の重要建議項目について説明し、陳情した。今回の意見交換会は、党税調幹事でもある後藤衆議院議員に大変お世話になり、開催できた。



宮下一郎衆議院議員



後藤茂之衆議院議員



務台俊介衆議院議員

2. 諸会議

後援会長、幹事長連絡会議(28年7月25日) 正副会長正副幹事長合同会議(28年9月16日) 役員後援会合同会議(28年10月13日) 財務委員会(28年11月1日) 新入会員研修(28年11月18日) 組織委員会(28年11月22日) 広報委員会(28年12月2日) 幹事会(28年12月19日)

3. 臨時大会

(29年2月10日 於:長野県税理士会館)

次期役員の選任、規約の一部改正、会費に関する規程

以下の議事を審議可決した。

特に今回は、本会の会費徴収方法の変更に伴う本連盟会費の徴収方法の変更について大きな改正であった。

4. 後援会活動(28年8月から29年2月まで)

国政報告と陳情の他、消費税複数税率、マイナンバーへの対応等を議題として、以下の通り後援会活動が活発に行われた。後藤茂之後援会4回、宮下一郎後援会4回、務台俊介後援会5回、羽田雄一郎後援会2回

5. 新年挨拶回り(29年1月12日)

後藤茂之、宮下一郎、務台俊介各事務所 (衆議院第一議員会館) 羽田雄一郎事務所 (参議院議員会館) を訪問、懇談した。

6. その他

隣接士業政治連盟懇談会(社会保険労務士会、 行政書士会各政治連盟)が1月24日に開催され、 会費収納の状況、組織率、会務活動等について 活発な情報交換を行った。

標準県税理士政治連盟規約 (新設)

○○県税理士政治連盟規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 本連盟は、○○県税理士政治連盟と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本連盟の事務所は、○○に置く。

(支局)

第3条 本連盟は、○○県の区域内にある関東 信越税理士会の支部を単位として支局を設ける。(目的)

- 第4条 本連盟は、会員相互の協力により政治力を強化し、次の政治活動を行うことを目的とする。
- (1) 関東信越税理士会○○県支部連合会(以下 「関東信越税理士会○○県連」という。)の目的 とその事業を達成するために必要な政治活動。
- (2) 前号のほか、税理士の権益拡大と税制の改正等に必要な政治活動。

(事業活動)

- 第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため 必要な事業及び活動を行う。
 - (1) 納税者の権益擁護に立脚した民主的税理 士制度確立のための政治活動。
 - (2) 納税者の実態に即した租税制度の確立のための政治活動。
 - (3) 租税法律主義に基づく民主的税務行政実 現のための政治活動。
 - (4) 納税者の租税倫理の高揚を図るための政治活動。
 - (5) 次条第2項に規定する税政連会員に対する情報の提供と機関誌の発行。
 - (6) 前各号のほか、本連盟の目的を達成するための事業。

(組織及び会員)

第6条 本連盟は、関東信越税理士会○○県連

に所属する会員(税理士法人を除く。以下同様とする)をもって組織する。

2 前項に規定する本連盟を組織する会員を税 政連会員という。

第2章 役 員

(役員)

第7条 本連盟に、次の役員を置く。

(1) 会長

1人

(2) 副会長

○○人以内

(3) 幹事長

1人

(4) 副幹事長

○○人以内

(5) 支局長

各支局に1人

(6) 幹事

○○人以内

(7) 会計監事

○○人以内

(役員の選任)

- 第8条 役員は、税政連会員のうちから大会に おいて選任する。
- 2 役員の選考方法については、これを規則で 定める。

(会長)

第9条 会長は、本連盟を代表し、会務を総理 する。

(副会長)

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故 あるときはその職務を代行する。

(幹事長)

第11条 幹事長は、会長を補佐し、会務を執行 する。

(副幹事長)

第12条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長 に事故あるときはその職務を代行する。

(支局長)

第13条 支局長は、支局の事務を執行する。 (幹事)

第14条 幹事は、会務に参画する。

関

第3章 執行機関

第1節 正副会長会

(正副会長会)

第15条 本連盟に、正副会長会を置く。

- 2 正副会長会は、会長、副会長及び幹事長を もって構成する。
- 3 正副会長会は、本連盟の会務に関する事項 を協議決定する。
- 4 正副会長会は、会長が招集し、これを主宰 する。

第2節 正副幹事長会

(正副幹事長会)

第16条 本連盟に、正副幹事長会を置く。

- 2 正副幹事長会は、幹事長、副幹事長をもっ て構成する。
- 3 正副幹事長会は、会務執行に関する事項に ついて協議する。
- 4 正副幹事長会は、幹事長が招集し、これを 主宰する。

第3節 委員会

(委員会)

- 第17条 本連盟の事業遂行を有効適切かつ敏速 ならしめるため、次の委員会を置く。
 - (1) 政策委員会
 - (2) 財務委員会
 - (3) 組織委員会
 - (4) 国对委員会
 - (5) 広報委員会
 - (6) 後援会対策委員会

(委員会の所掌事項)

- 第18条 各委員会の所掌事項は、それぞれ次の とおりである。
 - (1) 政策委員会は、本連盟の基本政策の企画 立案及び税理士業務の確保・拡充対策の審 議をする。
 - (2) 財務委員会は、本連盟の財政の確立強化 と健全な運営を図るための諸施策の立案を

する。

- (3) 組織委員会は、本連盟の組織活動の統一 強化に関する諸施策を立案する。
- (4) 国対委員会は、本連盟の事業の遂行に必 要な国会活動及び本連盟の選挙対策の企画 立案をする。
- (5) 広報委員会は、本連盟の目的、事業達成 のための情報収集、機関誌の発行その他の 広報活動を行う。
- (6) 後援会対策委員会は、税理士による国会 議員等後援会の活動支援に関する諸施策を 企画立案する。

(委員会の組織)

第19条 各委員会に、委員長1人、副委員長及 び委員若干人を置き、委員長は副幹事長のう ちから、副委員長及び委員は副幹事長、税政 連会員のうちからそれぞれ正副幹事長会の議 を経て会長が委嘱する。

(委員会の運営)

- 第20条 委員長は、委員会を招集し、その議長 となり委員会の運営にあたる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事 故あるときはその職務を代理する。

第4章 大 会

(大会の招集)

第21条 大会は、定期大会及び臨時大会とする。

- 2 定期大会は、毎年1回、事業年度終了の日 から4ヶ月以内に会長が招集する。
- 3 会長が必要と認めたとき、または、税政連 会員の3分の1以上の要求があったときは、 会長は1ヶ月以内に臨時大会を招集しなけれ ばならない。

(大会の構成及び代議員の任期)

- 第22条 大会は、本連盟の最高機関とし、代議 員をもって構成する。
- 2 各支局は、毎年4月1日現在の税政連会員 数を基準として代議員を選出し、本連盟に報 告しなければならない。

関

- 3 代議員の選出基準その他については、幹事 会の議を経て会長が定める。
- 4 代議員の任期は、定期大会開催の日から次 の定期大会開催の日の前日までとする。
- 5 本連盟は、その代議員に欠員を生じた場合 は補欠の代議員を選任する。補欠の代議員の 任期は、前任者の残任期間とする。

(大会の議事)

- 第23条 大会の議長及び副議長は、その都度大 会において選任する。
 - 2 大会は、構成員の2分の1以上の出席者 がなければ議事を開くことはできない、ただ し、委任状による出席を認めることができる。
 - 3 大会の議事は出席者の過半数で決し、可 否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 大会の議事及び運営その他については、 幹事会で定める。

(大会の議決事項)

第24条 大会は、次に掲げる事項を決定する。

- (1) 役員の選任
- (2) 運動方針の採択
- (3) 規約の改正
- (4) 予算及び決算の承認
- (5) その他会務に関する重要事項

第5章 審 議 機 関

(幹事会)

第25条 本連盟に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長、幹事長及び幹事 で構成する。
- 3 幹事会は、本連盟の運営及び事業活動に関 する重要事項を審議決定する。

(幹事会の議事)

- 第26条 会長は、幹事会を招集し、議長として その運営にあたる。
- 2 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席が なければ議事を開くことはできない。ただし、 委任状による出席を認めることができる。
- 3 幹事会の議事は、出席者の過半数で決し、

可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 その他の機関

(会計監事)

- 第27条 会計監事は、経理を監査し決算の審理 にあたる。
- 2 会計監事は、本連盟の他の役員を兼ね又は 使用人となることができない。

(推薦審査会)

第28条 本連盟に、推薦審査会を置く。

- 2 会長は、推薦審査会を招集し、議長として その運営にあたる。
- 3 推薦審査会の委員は、幹事会の議を経て会 長が委嘱する。
- 4 推薦審査会は、公職の選挙に際し、特定の 公職の候補者の推薦につき審議決定する。

(推薦審査会の議事)

第29条 推薦審査会の運営については、第26条 の規定を準用する。ただし、幹事会とあるの を推薦審査会と読み替えるものとする。

(顧問及び相談役)

- 第30条 本連盟に、顧問及び相談役を置くこと ができる。
- 2 顧問及び相談役は、幹事会の議を経て会長 が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役の任期は、会長の任期を超 えることができない。

(臨時の特別の機関)

第31条 会長は、本連盟の事業を遂行するにあ たって必要に応じ、幹事会の議を経て臨時に 特別の機関を設けることができる。

第7章 役員及び委員の任期

(役員の任期)

- 第32条 役員の任期は、その就任後第2回目の 定期大会終了の時までとする。ただし、再任 を妨げない。
- 2 補欠選任による役員の任期は、前任者の残

任期間とする。

(役員の任期の特例)

- 第33条 前条の規定にかかわらず、役員が次の 各号に該当することとなったときは、当該役 員の任期は終了するものとする。
 - (1) 役員が税政連会員の資格を失ったとき。
 - (2) 大会において、解任の決議があったとき。
- 2 前項に規定する場合を除き、役員が退任しようとするときは、幹事会の承認を得なければならない。

(委員等の任期)

第34条 前2条の規定は、各委員会の委員長、 副委員長及び委員の任期について準用する。 ただし、役員とあるのを委員長、副委員長及 び委員、幹事会とあるのを正副幹事長会と読 み替えるものとする。

(職務の引継ぎ等)

第35条 任期が満了した役員又は委員は、新た に選任される役員又は委員が就任するまで引 き続きその職務を行う。

第8章 事 務 局

(事務局)

- 第36条 本連盟は、本連盟の事務を処理するため事務局を設ける。
- 2 事務局の職制及び事務処理に関する規定は、 必要に応じ、幹事会の議を経て会長が定める。

第9章 財務

(経費)

第37条 本連盟の経費は、会費、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(会費の収納)

- 第38条 本連盟は、税政連会員から本連盟の会 費を収納することができる。
- 2本連盟の会費の金額及び収納方法については、 「会費に関する規程」による。

(寄附金)

第39条 本連盟は、税政連会員及び本連盟の趣 旨に賛同する個人並びに政治団体から寄附金 を受けることができる。

(予算及び決算)

- 第40条 会長は、定期大会にその大会の日の属する事業年度の予算及び前事業年度の決算について、その承認を求めなければならない。
- 2 予算が成立しない期間においては、会長は 通常の会務を執行するのに必要な経費の金額 に限り支出することができる。

(事業及び会計年度)

第41条 本連盟の事業及び会計年度は、毎年4 月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第10章 雜 則

(規約の改正)

第42条 本規約の改正は、大会の議を経て行う ものとする。

〔附則〕

この規約は、平成○○年○○月○○日から施行する。

「附則)

- 1. この標準規約を改廃しようとするときは、 幹事会の議を経なければならない。
- 2. この標準規約は、平成29年1月31日から施 行する。

標準県税理士政治連盟の会費に関する規程(新設)

- ○○県税理士政治連盟の会費に関する規程 (趣旨)
- 第1条 この規程は、○○県税理士政治連盟(以 下「本連盟」という。) 規約第38条第2項の 規定に基づき、会費の取り扱いに関し必要な 事項を定める。

(収納の目的)

第2条 本連盟は、本連盟規約第4条(目的) にあるように、関東信越税理士会○○県支部 連合会の目的とその事業を達成するために必 要な政治活動及び税理士の権益拡大と税制並 びに税理士法の改正等に必要な政治活動を行 うことを目的としている。 本連盟の政治活 動により得た成果は、全ての税理士が享受す るものであり、これらの活動を行うための資 金として本連盟会費の収納を行う。

(会費の額)

第3条 会費の額は、本連盟規約第6条に規定 する税政連会員一人当たり1事業年度につき 1万円とする。

(会費収納の方法)

- 第4条 会費の収納方法は、前条の会費を2回 に分けて5千円ずつ収納する。
- 2 会費の収納方法は、原則として税政連会員 が選択した関東信越税理士会の会費収納の方 法に合わせて行う。
 - (1) 預金口座振替による収納
 - (2) コンビニ又は郵便局の払込票による収納

(会費収納の時期)

- 第5条 前条第2項第1号による場合の会費収 納の時期は、4月26日及び10月26日(金融機 関休業日の場合は翌営業日)とし、口座振替 が出来なかった者については、翌月同日に再 度振替を行う。
- 2 前条第2項第2号による場合の会費収納の 時期は、4月中旬及び10月中旬に払込票を税 政連会員に送付し、当該方法を希望した者は 速やかに会費を納入する。
- 3 前2項により収納できなかった者について は、支局長が現金により収納する。

(会費収納の基準日)

- 第6条 本連盟が会費を収納することができる 条件は、基準日に税政連会員が会費を納入す る意思のある会員(以下「税政連会費納入会 員 | という。) に該当する場合である。次に 掲げる収納時期に対応する基準日は次のとお りとする。
 - (1) 4月26日口座振替分及び4月中旬払込票 送付分の会費については、1月31日。
 - (2) 10月26日口座振替分及び10月中旬払込票 送付分の会費については、7月31日。
- (会費を納入していない会員についての取扱い) 第7条 会員のうち、第1条(収納の目的)及 び第2条(会費の額)に賛同しない者に対し ては、本連盟規約第38条(会費の収納)の規 定にかかわらず、会費の収納を強制してはな らない。
- 2 本連盟の役員は、会費を納入していない会 員に対して、税政連の目的及び必要性並びに 税政連の政治活動の成果及びその享受等を説 明し、税政連会費納入会員になって頂くよう 勧奨しなければならない。
- 3 支局長は、会費を納入していない会員に関 し、その賛同しない旨の理由を本連盟に報告 することとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改廃しようとするときは、 幹事会の議を経なければならない。

附則

この規程は、平成○○年○○月○日から施行 する。

附則

- 1. この標準規程を改廃しようとするときは、 幹事会の議を経なければならない。
- 2. この標準規程は、平成29年1月31日から施 行する。

exitate 4

平成29年1月12日(木)東京マリオットホテル(品川区)において、日税連主催の賀詞交歓会が開催された。日税政とともに関税政の役員も出席し、国会議員等と情報交換や懇親を行った。これには、与野党から59人(代理出席278人)の国会議員が会場にかけつけ盛り上がった。関税政の6県の国会議員も6人の参加があった。









東日本六税政連絡協議会

広報委員長 **栁 澤**

音

平成29年2月3日(金)、中華街「金香楼」(横 浜市)にて第31回東日本六税政連役員連絡協議 会が開催され、関税政から井部会長など9人、 全体で73人が出席した。

この協議会は東日本の6つの税政連で構成され、今回は東京地方税政連の主催で開催された。 出席者は次のとおり。

①東京税政連	(東京都)	12人
O	(· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	· ·

②東京地方税政連(神奈川県、山梨県) 30人

 ③千葉県税政連
 8人

 ④北海道税政連
 6人

⑤東北税政連 8人

東京地方税政連の役員が司会、座長となり進められた。

今回の協議事項のテーマは①組織率の向上 (税理士法人の社員、所属税理士への対応、財 政状況改善策)②後援会活動(陳情のあり方、 秘書懇談会、後援会設立基準)について行われ、 組織率の低下が会費収納の減少の原因ともなり、 特に都市部においてその傾向が顕著であること が報告され、大規模税理士法人においては関与 先も大手企業であることから私たちが標榜して いる中小企業のための改正要望と要望内容が違 うということが報告された一方、かねてからの 念願であった災害に関する税制上の措置が常設 化されることになったのは、新設された西田実 仁後援会を通じて積極的な要望が行われたこと がその成果へと繋がったとする意見とお礼が東 北税政連から報告された。

その後、次回の開催を関東信越税政連が主催 することで4時10分閉会した。

当日は、節分にちなみ懇親会で地元川崎大師の福豆の豆まきが行われ、美味しい中華料理を 満喫し終了した。

関税政の出席者は次の通り

会 長 井部 俊一 副会長 善生 髙野 幹事長 渡邉 輝男 副幹事長(政策委員長) 樋之口 猛 副幹事長(組織委員長) 横沢 正 副幹事長 (国対委員長) 典久 秋山 副幹事長 (広報委員長) 彰 栁澤 副幹事長(後援会対策委員長)安納 宏和



第31回東日本六税政連役員連絡協議会平成29年2月3日(於:中華街「金香楼」)

片山さつき参議院議員と語る政策懇話会

~財務省・総務省・経産省・中小企業庁の担当官と語る~

広報委員長 栁 澤

彰

平成28年10月4日(火)、参議院議員会館・ 1階講堂において関東四税政連等共催による、 片山さつき参議院議員と語る政策懇話会が開催 され、各税政連から約100人に上る会員が出席 した。今回の懇話会は東京税政連の呼びかけに より初めての試みとして開催されたもので、片 山さつき参議院議員の国政報告の後、4省庁の 担当官からの説明があり、出席者からも熱心な 質問要望が出された。

まず片山さつき参議院議員からの国政報告では「政調会長代理という役をいただき担当は災害復旧と強靭化を担うことになったが、これは税政連がかねてから災害対策税制を強くおっしゃってきたことで天の計らいかと思っています。そのもと、働き方改革とともに経済構造改革に取り組んでいます。事業者が成長し生き生きとビジネス展開できる経済政策を行い、超少子高齢化の中でも仕事を続け日本人に満足な福祉を行える社会、老後が惨めな生活にならないよう安定的に成長する社会を作るというもとで議論を進めています。

現場でその原案を作成している課長に来ていただいています。それらの提言の理由について是は是として激突させる中で、税理士が出来ること税理士でなければ出来ないことが今すごく大きいと思います。この時期に3省庁と税理士会が意見を述べあうことで期した効果が出せる、使いやすい税制ができるような勉強会にしたい。」と期待を述べられた。

この後、財務省・総務省・経済産業省・中小 企業庁の各担当官が29年度の要望としてあげら れた項目についてそれぞれの取り組みの説明を したのち質疑応答が行われた。

総括の要望として四税政連の会長・幹事長から以下の内容が出された。

- 1 災害税制については恒久的な法律(定義に インフルエンザ・テロ等を含めて)を定める。
- 2事業承継について相続税の負担軽減。
- 3賃金の上昇だけでなく大企業の下請である 中小企業の外注単価も上げる。
- 4デフレの脱却をもたらす大胆な政策。
- 5 外形標準課税と繰越欠損金を行うと中小企業は元気をなくします。
- 6減税の要望には税収中立といわれるが増税 の時には税収中立ということは聞かれませ ん、中小企業にやさしい税制をお願いしたい。

最後に片山さつき参議院議員から「今日参加 している40代の担当官が世の中を動かし税制を 決めています。この人たちに理解していただき 世の中のために一番いい政策を届ければすべて 通っていきます。」とのアドバイスで終了した。



関税政の動き

平成28年10月20日 各県税政連会長・幹事長・政策 委員会・国対委員会合同会議

(衆議院第一議員会館)

議題(1) 陳情の方法について

(2) 衆議院の解散総選挙について



平成28年11月10日 第2回正副幹事長会議 (本会会議室)

議題(1)会費の収納について

平成28年12月5日 第3回正副幹事長会議 (国保組合3階会議室)

議題(1)会費の収納について



平成28年12月22日 第6回正副会長·正副幹事 長合同会議

(笹屋ホテル)

議題(1)会費収納に係る規約の改正について

(2) 平成29年度税制改正について



平成29年2月3日 東日本六税政連役員連絡 協議会

(横浜中華街 金香楼)

議題(1)組織率の向上

(2) 後援会活動



平成29年3月24日 第7回正副会長・正副幹事 長合同会議

(本会会議室)

議題(1)第51回定期大会議案書の検討について

- (2) 第51回定期大会の講師の選定について
- (3) 関東信越税理士政治連盟規約の一部 改正について
- (4) 会費収納について

税理士による国会議員後援会名簿(新設)

国会議員名	選挙区	政党名	後援会会長名	後援会幹事長名	設立年月日
黄川田 仁 志	埼玉3区	自民党	落 合 順 二	浅 野 典 久	H28. 4 .23
三ツ林 ひろみ	埼玉14区	自民党	白 石 喜 一	池 内 敏	H29. 2 . 6

税理士協同組合の

税理士顧問料の集金は

税理士顧問料の集金は『口座振替』が便利です。

税理士報酬専門の自動集金システム ニーズに合わせて選べる2タイプ

e-NET の集金支援 システム特許取得 <特許第 5117097 号>

報酬自動支払制度 □ ♀ 検索





接続時間延息 24 時間 利用可能

関与先様の集金は MV 集金 🛚

集金業務でお悩みの関与先様をご紹介ください。

ご紹介謝礼として税理士先生へご利用成約1関与先につき 30,000 円謹呈



- ●アパート・マンションの家賃、管理費
- ●駐車場利用料 ●貸しビルテナント料
- ●塾・音楽教室など各種月謝
- ●新聞雑誌などの購読料などの様々な集金業務を1件からサポートします。

報酬自動支払制度・My集金NETのお問い合わせは 0120-155-551

研修事業のご案内

- ●日税ビジネスサービスでは税理士先生、 職員様向けの研修会を開催しております。
- ▶相続・資産税・法人税・国際税務・NPO 関連等、 テーマ、難易度(初級~上級編)も様々。
- ●遠方の方や当日都合の悪い方は、インターネット[※] (ライブ配信、オンデマンド配信)でご受講できます。 ※一部対象外あり。

詳細・お申込みはHPをご覧ください。

日税 研修

○検索



日税ジャーナルオンライン

知りたい情報はココにあります!

日税ジャーナルオンラインは、日税グループが 提供する税理士事務所のための情報ポータルサイト です。最新の税務ニュースやお役立ちワンポイント 講座など、様々なコンテンツをご用意しております。 是非ご覧ください!

スマホでも 読みやすい!



|日税 ジャーナルオンライン|| ○ 検 索

研修事業・日税ジャーナルオンラインについてのお問い合わせは TEL 03-3340-4488



哲田科ビジネスサーヒ



悩んでいませんか?! 退職金対策



安心できる退職金制度は?

関与先にも紹介したい・・・

そんなときは、枕理士事務所職員・関与先事業所従業員のための

退職年金共済制

えっ?複利で2%!?(

ひとり1件紹介キャンペーン実施中

関与先・税理士会員をご紹介いただいた場合、諸経費をお支払いいたします 例) 関与先をご紹介いただいた場合、

新規加入事業所 1件につき 20,000円+消費税 被 共 済 者 1名につき 5,000円+消費税

※ご紹介の経緯によって金額が変わる場合がございます。詳しくはぜいたいきょう事務局まで。

ご加入いただける方

満65歳 未満まで

- ①税理士会会員(税理士法人含む) OK!
- ②税理士会及び税理士関連組織(賛助会員)
- ③関与先等(賛助会員)

制度の特徴

- ●月額3,000円から、確かな保証!
- 掛金は全額必要経費、または損金に計上できます。
- 制度加入前の勤務期間を最長10年まで通算できます。 ただし、満60歳未満の方まで可。
- ※掛金については、「退職年金共済制度のしおり」をご覧ください。 お手元にない場合はぜいたいきょう事務局までご請求ください。
- ●退職一時金は職員に直接お支払いいたします。
- ●退職年金は、退職後(受給用件を満たした場合)10年間に わたって職員にお支払いいたします。
- ★充実した福祉事業制度(結婚祝金・出産祝金・死亡弔慰金 をご用意)

※掛金の費用負担は ございません。

	共済契約者	被共済者	
結婚祝金	20,000円	10,000円	
出産祝金	10,000円		
死亡弔慰金	50,000円	30,000円	

退職一時金及び遺族一時金の給付例単位円

	~= 746	-0 m /2 C /2	21/2 L-0 705 - 2 1	PHIJDJ THE	
	口数	10口(10,000円)の場合			
7	加入期間	基本退職 年金月額	基本退職 一時金	基本遺族 一時金	
	1年		117,700 掛金 120,000	157,700 掛金 120,000	
	5年		612,300 掛金 600,000	692,300 掛金 600,000	
	10年	11,820	1,288,300 掛金 1,200,000	1,388,300 掛金 1,200,000	
	15年	18,670	2,034,700 掛金 1,800,000	2,134,700 掛金 1,800,000	
	20年	26,240	2,858,800 掛金 2,400,000	2,958,800 掛金 2,400,000	
	25年	34,590	3,768,600 掛金 3,000,000	3,868,600 掛金 3,000,000	
	30年	43,810	4,773,100 掛金 3,600,000	4,873,100 掛金 3,600,000	
	35年	53,990	5,882,200 掛金 4,200,000	5,982,200 掛金 4,200,000	
	40年	65,230	7,106,700 掛金 4,800,000	7,206,700 掛金 4,800,000	

- ※給付額は「一般社団法人ぜいたいきょう退職年金共済規約」に基づく基本 退職年金等の金額であり、将来改定されることがあります。そのため3年ご とに給付額の見直しをいたします。 ※1口1,000円のうち、運営事務費は30円です。 ※基本遺族一時金について、基本退職一時金の上乗せ金額に対する掛金の費用負担はございません。

税退共 一般社団法人ぜいたい

制度の詳細はホームページをご覧ください http://www.zeitaikyo.com ぜいたいきょう 検索

ホームページをリニューアルいたしました!!

(旧 社団法人 税理士事務所職員退職年金共済会)

〒330-0846 さいたま市大宮区大門町2-88 大野ビル6階 Tel.048(645)8720 Fax.048(645)9261

ぜいたいきょうは税理士事務所職員・関与先事業所従業員のための特定退職年金共済制度を運営することを通じて、皆様の繁栄を応援しています。 1983年(昭和58年)に設立されて以来、お預かりした掛金の健全運営に努め、給付金に反映させています。

関与先の

皆様も

ご加入できます

にちぜいきょうさい ■ 日本税理士共済会

加入者どうし 誰かのためになっている

「にちぜいきょうさい」の基本理念。助け合い。「災害見舞金」と「会務従事者見舞金支援制度」。 災害被災会員には見舞金を贈ります。

加入者どうしが支え合う仕組み。

税務支援などで社会貢献している税理士にもしものことがあったら?

些少ですけど、税理士会に見舞金を支援します。

「業界の誰かのお役に立ちたい」

それが「にちぜいきょうさい」です。

にちぜいきょうさいの各種制度にご加入いただくことで、 「助け合いの輪」がより強くなります。

税理士業界で働く皆様、是非ご加入ください。

日本税理士共済会 理事長 石丸 修太郎



(ぜい太)

「税理士はもちろん、税理士事務所・税理士法人の職員の方もおひとりから加入できます

税理士団体保障

最大2,500万円の災害割増特約付団体定期保険

選べる医療保障マイセレクト

1泊2日以上の入院・手術を保障

所得補償

万が一の就業不能時の所得を補償

個人年金

旧個人年金保険料控除適用。別途積増制度あり

大型年金

5年に一度の特別一時金101万円から

普诵年余

保障と積立てを兼備 1 口 2,000 円から

損害保険(海外旅行保険・ゴルファー保険・自転車保険)

ん 税理士とその配偶者の保障制度

おしどり保障

税理士とその配偶者のみが加入できる団体定期保険

団体介護保障

税理士と配偶者、税理士の親が加入できる団体型の 介護保険

事務所で加入する医療保険

ハイパーメディカル (治療実費を補償する新しいタイプの医療補償保険)

にちぜいきょうさい 日本税理士共済会 e-mail jim@zeirishikyosai.com 〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話(03)5740-0321 FAX(03)5740-0323

詳しい資料のご請求・お問合せは、お気軽にお電話ください。 ホームページはこちら → http://www.zeirishikyosai.com 日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

事務所と関与先を守る安心の補償「税理士職業賠償責任保険」

税賠保険事故事例

2017年5月号【相続税】

取引相場のない株式の評価誤りにより 過大納付相続税額が発生した事例

事故概要

相続税申告における取引相場のない株式の評価について、評価通 達により類似業種の選択が可能であるところ有利となる類似業種の 選択を誤り、不利な評価基準による申告書を作成提出したため、過 大納付相続税額が生じた。

コメント

取引相場のない株式の評価における類似業種比準価額の評価 計算を誤った税理士の過失責任は明らかであり、税理士に賠償 責任ありと判断された。

事故事例 2015年度版/事例18より抜粋

この案内は概要を説明したものです。

詳細はパンフレット・ホームページをご覧いただくか、引受保険会社または取扱代理店にお問い合わせください。

東日本幹事引受保険会社 ▮損保ジャパン日本興亜株式会社 電話 03-3349-5402 西日本幹事引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社 電話 03-3515-4153

取扱代理店 株式会社日税連保険サービス ぜいばいほけん 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階 電話 0120-320-912

SJNK16-05597(2016年7月21日) 15-T11249(2016年3月作成)

関東信越税理士協同組合連合会事業のご案内

本会は、各県税理士協同組合及び組合員(以下「所属員」という。)の相互扶助の精神に基づき、所属員のために必要な共同 事業を行い、もって所属員の自主的な経済活動を促進し、かつ、 その経済的地位の向上を図ることを目的に、中小企業等協同組 合法に基づき設立し運営されています。

主な事業活動は次のとおりです。他にも各県税理士協同組合では、それぞれ特色ある事業を活発に推進しておりますので是非ご利用ください。

◆購買及び斡旋事業

税理士報酬領収書の販売、図書(路線価図他)の注文及び販売、 税理士専用カード、税理士報酬自動支払制度、 機密書類リサイクルボックスの斡旋

◆教育情報事業

セミナーの企画、開催

◆福祉共済事業

グループ保険共済制度(本連合会独自の団体定期保険)、退職金共済制度、 ぜいりし年金制度、関東信越税協連企業年金基金 有限会社関税サービス(団体傷害疾病保険、ゴルファー保険、自動車保険)

◆福利厚生事業

あんしん財団事業(事業総合傷害保険、労働災害防止、福利厚生) 中小企業退職金共済制度、結婚紹介サービス、ゴルフ場提携利用(特約企業提携料金)

◆広報事業

会報「関東信越税理士界」の『関税協のページ』に活動状況、事業概要等の情報を掲載 ホームページによるタイムリーな情報の提供

◆全国税理士共栄会関東信越地区会事業

全税共「VIP 大型総合保障制度」「全税共年金制度」の推進

◆関東信越税協連共済会事業

総合事業保障プラン、税理士向け報酬自動振替システム、関与先向け集金代行サービス M&Aの仲介

お問い合わせ

関東信越税理士協同組合連合会

〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4-333-13 OLSビル 14階電話 048-650-0333 FAX048-650-0335 http://www.kanzeikyo.or.jp/





鹿沼市富士山公園から望む 萌黄色の近隣の山々と日光連山 4月下旬





水田に映る夕焼けと日光連山



日光市今市運動公園の桜と日光連山



広報委員長 柳澤 彰

激動の時代、世の中の変化に追いつくことも大変になってきた年齢になりタイムリーな発行をと思い悩む間に2年が経ちました。税政連の動きを伝える有効な手段である会報を大事に育てなければと痛感しています。

広報副委員長 岸 生子

日比谷公園内の松本楼で会合があった。桜が満開で、建物の中に入りたくない気分。午後8時ごろ公園を歩いたが、桜の下にたくさんの人が座って花見を楽しんでいた。駅に近い都会の真ん中で花見、日本はとても平和だ。

広報委員 加藤 信彦

広報委員となり数年経ちましたが、もう一期務め させていただくこととなりました。

投稿してくださった方の思いを伝えられるように 編集を務めて参りたいと改めて思っております。

広報委員 久保 一則

社会の高齢化を反映してか今年の冬は訃報が相次ぎました。報道される芸能人や著名人の死亡のニュースに接するたびに、年老いて一人暮らしの母はどんな気持ちでこのニュースを受け入れるのだろうと考えてしまいます。母に電話を入れておきましょう。暗い話になってしまいましたが、季節も変わってゴールデンウイークです。良い季節になりました。ゆっくりと英気を養いもうひと頑張りです。

広報委員 市花 宏之

知らないポジションに立ってみると、今までスルーしていた事柄が急に身近に迫ってくる。つくづく感じさせられた広報委員会だったような気がします。

広報委員 青柳 孝

地元の新春賀詞交歓会で写真を撮っていると、税理士側の想いを議員さんたちに伝える難しさを痛感します。でも、集合写真に嫌な顔をせず付き合ってくださる議員さんたちには、こちらの要望や想いがきっと伝わると思います。

広報委員 田中 操

私たちは、関税政第35号の発行・編集会議を以て2年間の任期を終わろうとしています。幹事長から指摘されていた懸案の「予算内で発行出来るタイムリーな広報」についても具体的に検討することができました。ありがとうございました。

広報委員 依田 央雄

税政連活動に携わって2年がたちました。税理士会は政治活動が制限されているため税政連がある。また県によって加入割合に差があり、問題になっていることなどを知りました。

各会員一人一人に税政連の役割を理解していただき、協力をお願いしていきたい。